

精神障害者就労定着支援事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わり（精神障害者の雇用の義務化）、法定雇用率が引き上げられ、障害を持つ求職者の中でも、精神障害者の割合は年々増加している。一方、障害者雇用を考える企業には、精神障害者は障害特性がわかりづらい、雇用にあたり配慮すべき内容がわからないなどの理由から、雇用が敬遠される傾向にあり、精神障害者を雇用したとしても、企業と障害者双方のミスマッチが原因で早期に離職するケースが多い。

そのため、就職後の早期離職を防ぐために、あらかじめ相互理解を深め、不安を解消したうえで、適切にマッチングできる機会を提供するとともに、就労している精神障害者のニーズを的確に捉えて、必要な支援を実施し、課題解決することで就労環境の安定化を図る。

2 業務の内容

(1) 精神障害者雇用企業に対するアンケート調査の実施

ア 調査対象、内容

- ・従業員数45.5人以上の県内企業のうち、平成30年6月1日現在において精神障害者を雇用している企業（1,200社程度）に対して、精神障害者の雇用状況についてのアンケート調査を実施し、支援ニーズを把握すること。
- ・対象企業については、事前に愛知労働局から障害者雇用状況報告に係るデータを入手すること。

イ 調査票の作成

- ・調査実施前に県と協議したうえで具体的なアンケート質問項目を設定し、調査票を作成すること。なお、調査票（A4版片面2～4枚程度）の作成にあたっては、回答内容が的確に把握できるよう、工夫すること。

ウ 調査の実施

- ・郵送等により、対象企業に対してアンケート調査を実施すること。なお、ファクシミリ、電子メールによる回答も可能とするほか、返信用後納封筒を同封する等、回答率を上げるための工夫を行うこと。

エ 回答の集計

- ・すべての設問の回答について、選択肢ごとに回答数の集計を行い、構成比の算出及びグラフ作成を行うこと。

オ 調査結果の分析

- ・調査結果について、精神障害者の雇用状況について分析を行うとともに、把握した職場定着支援ニーズを「あいち障害者雇用総合サポートデスク」に情報提供すること。

(2) 支援付き合同面接会の開催

ア 開催回数、時期

- ・名古屋・尾張地区、三河地区別に1回ずつ、計2回開催すること。
- ・契約期間満了時までに参加者の就職状況を把握する必要があるため、12月末までに面接会を2回開催すること。

イ 参加企業の募集

- ・開催案内(チラシ)を作成したうえで、公共職業安定所等関係機関を通じて広く周知を行い、精神障害者の雇用を検討する企業の求人を開拓し、面接会に誘導すること。
- ・参加企業数は各回30社、計60社程度とすること。
- ・会場の都合等により参加企業数の調整が必要な場合は、受託者において調整すること。

ウ 参加企業の決定

- ・面接会参加企業を決定したら、速やかに該当事業所へ参加決定(不参加決定)通知を行なうとともに、参加決定企業について県へ報告すること。
- ・不参加決定通知を送付する場合は、該当企業に対して、事前に理解を求めること。

エ 求人情報誌の作成

- ・参加企業に対し、公共職業安定所への求人提出を依頼すること。
- ・参加企業の求人票等を掲載した求人情報誌を作成の上、公共職業安定所等関係機関へ配布すること。

オ 参加求職者の募集

- ・開催案内(チラシ)を作成したうえで、公共職業安定所や障害者就労支援機関等、関係機関を通じて広く周知を行うこと。
- ・参加求職者数は各回50人、計100人程度とすること。
- ・面接会開催までに参加求職者から面接を希望する企業をとりまとめたうえで「時間割り」を組むこと。
- ・参加求職者に対して、事前に公共職業安定所の「紹介状」を受け取るよう指示すること。

カ 当日運営

- ・当日は事前に設定した「時間割り」に基づき面接を行うこと。
- ・受託者において会場準備・片付け、参加者受付、面接会の進行、会場内の警備・整理・誘導を行うこと。

3 その他

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等を有効に活用して業務を遂行するものとする。
- (2) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、進捗状況の確認・報告など、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 事業の実施に当たっては、県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (4) 著作権等、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (5) 委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受

託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者がその一切の責任を負うこと。

- (6) 受託者は、本業務の遂行により知った情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (8) 本事業の経理を明確にするため、受託先は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、愛知県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (10) 本事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査院の实地検査等の対象となるため、検査が行われる場合は協力すること。
- (11) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託者の協議により定めるものとする。